

子ども・子育て支援事業計画の概要について

【1】子ども・子育て支援新制度とは

○子ども・子育て支援新制度とは、平成 27（2015）年度からスタートした、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度です。

1 子ども・子育て支援新制度について

我が国では、家庭や地域における子育てを取り巻く環境が大きく変化し、育児不安を抱える家庭の増加や保育施設における待機児童問題など、様々な課題が顕在化しています。

そのため、国においては「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成 27（2015）年度から、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

2 子ども・子育て支援新制度の目的について

子育てをめぐる問題の解決に向け、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「地域の子ども・子育て支援の充実」「保育の量的拡大・確保」の3つを目的としています。

■ 参考／「子ども・子育て関連3法」の概要

1 子ども・子育て支援法	保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付や、小規模保育等をはじめとする地域型保育事業への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。
2 認定こども園法の一部改正法	幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査等を一体化した上で、学校と児童福祉施設としての法的な位置付けを付与する。
3 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	上記2法律の施行に伴う、児童福祉法における認可制度など関係法律の改正。



■ 参考／新制度の概要

○ 教育・保育の認定（保育の必要性の認定）

子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育を利用する場合は、以下の区分に沿った「教育・保育の認定」を受ける必要があります。

【1号認定】 保育を利用しない3～5歳児（幼稚園、認定こども園）

【2号認定】 保育を必要とする3～5歳児（保育所、認定こども園）

【3号認定】 保育を必要とする0～2歳児（保育所、認定こども園、地域型保育）

○ 教育・保育の種類（新制度の対象となる施設）

就学前における教育・保育の場として、大きく以下のような事業があります。

幼稚園 (3～5歳児)	小学校以降の学習や生活の基礎を作るため、幼稚園で子どもを預かり、就学前の教育を提供します。また、保育が必要な場合、降園時間後等に子どもを預かる事業を実施している施設もあります。
保育所 (0～5歳児)	保護者の就労等により保育が必要な場合に、認可を受けた保育所で子どもを預かり、乳幼児期からの生きる力を養うための養護と教育が一体となった保育を提供します。
認定こども園 (0～5歳児)	保護者の就労状況にかかわらず、幼稚園と保育所が一体となった施設で子どもを預かり、教育・保育を提供する施設です。
地域型保育 (0～2歳児)	認可を受けて、少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業です。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育があります。



【2】市町村子ども・子育て支援事業計画について

○子ども・子育て支援事業計画とは、子育て支援サービスの内容や実施時期、教育・保育需要の見込量などについて定める、5年を1期とする市が策定する計画です。

1 子ども・子育て支援事業計画の策定について

新制度において、市町村は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

この計画は、地域の教育・保育需要をはじめとした様々な子育て支援サービスのニーズを把握し、その提供体制の確保の内容や実施時期などについて定めるもので、本市においては、平成27（2015）年3月に、令和元（2019）年度までの5か年計画として「新見市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定しました。

今後、現行計画に基づき、新たなニーズ等を把握した上で、令和2（2020）年度からの「第2期」計画を策定することになります。

2 計画の構成について

子ども・子育て支援事業計画は、改正次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力義務として規定されている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を含みます。また、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援のため、国の「健やか親子21（第2次）」で示された課題や指標を踏まえ、厚生労働省通知において策定することとされている「母子保健計画」を含みます。

3 計画の位置付け

本市の最上位計画である「第2次新見市総合振興計画」をはじめ、「新見市地域福祉計画」「新見市健康増進計画」等、関連する他の部門計画との整合にも配慮し、計画の推進に当たっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応することとします。

4 計画の期間

計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化、本市の状況等に迅速に対応していくため、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

■ 参考／現行（第1期）計画の施策体系（骨格）

基本理念

家庭を源に、地域全体で子どもを育てる都市

子ども・子育て支援事業

事業量の見込みと
確保方策

- 第1節 教育・保育の提供区域の設定
- 第2節 保育認定
- 第3節 幼児期の学校教育・保育
- 第4節 地域子ども・子育て支援事業
- 第5節 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

基本目標

基本施策

【1】子育て家庭を支援する
教育・保育の提供体制づくり

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 保育サポートの充実

【2】子どもを健やかに産み、
育てる環境づくり

- 1 親と子が健やかであるための支援
- 2 次の世代を担う親の育成
- 3 子育てに係る負担の軽減

【3】子どもが心身ともに健全に育ち、
成長を支える環境づくり

- 1 家庭や地域の教育力の向上
- 2 心豊かな子どもを育てる教育環境の充実

【4】男女がともに子育てと仕事を
両立できる社会づくり

- 1 子育てと仕事が両立できる職場環境づくりの促進
- 2 男女共同参画の視点に立った子育ての推進

【5】子育て家庭が安心・安全に
暮らせるまちづくり

- 1 子どもがのびのびと遊べる場・体験の充実
- 2 子どもたちを守るための活動の推進

【6】子育て家庭へのきめ細かい
支援ができる体制づくり

- 1 子育てに関する相談窓口・情報提供の充実
- 2 ひとり親家庭や障がいのある児童への支援
- 3 児童虐待防止対策の推進



【3】子ども・子育て会議について

○子ども・子育て会議とは、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって、委員の専門的知識や経験に基づき、本市の子育て支援施策の提案等をしていただく場です。

1 子ども・子育て会議について

市町村子ども・子育て支援事業計画の策定や見直しに当たっては、子育て当事者の意見を反映するため、合議制の機関「（地方版）子ども・子育て会議」を設置し、その意見を聴取することとされています（法第61条第7項）。

本市においては、子ども・子育て支援事業計画の策定等のための審議を行うため、平成25（2013）年11月に「新見市子ども・子育て会議設置要綱」を制定し、新見市子ども・子育て会議を設置しました。

子ども・子育て会議は、上記のほか、次の事項に関して審議いただくことになっています（法第77条第1項）。

- 1 特定教育・保育施設（施設型給付を受ける保育所、幼稚園、認定こども園）の利用定員の設定に関する事。
- 2 特定地域型保育事業（施設給付を受ける小規模保育や事業所内保育等の事業）の利用定員の設定に関する事。
- 3 子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関する事。
- 4 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 子ども・子育て会議における委員、事務局の役割について

子ども・子育て会議における委員、事務局の主な役割は以下のとおりです。

委員	事務局
<ul style="list-style-type: none">○ 事務局策定資料の確認、意見の提示○ 各自の立場、専門的知識、経験に基づく、新見市の子育て支援施策の提案○ 「第2期新見市子ども・子育て支援事業計画」の最終確認、決定	<ul style="list-style-type: none">○ 会議の日程調整、協議事項の決定○ 会議資料の作成・配付○ 委員からの意見を基に、施策・計画案を修正○ 関係機関・関係部署との協議

3 子ども・子育て会議の開催時期・協議事項（予定）

令和元（2019）年度における、子ども・子育て会議の開催時期と協議事項は、現段階では次のとおり予定しています。

回	開催時期	主な協議事項
第1回	7月23日（火）	○子ども・子育て支援事業計画の概要について ○ニーズ調査結果の報告について ○今後のスケジュールについて
第2回	11月中～下旬	○計画書の素案について ○事業量の見込みについて
第3回	2月中旬	○計画案の最終確認について

【4】策定スケジュール

令和元(2019)年度	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基礎データの収集・整理	■								
事業進捗状況及び問題点・課題の整理	■								
需要量の推計及び確保方策の検討・設定	■	■	■	■	■	■			
基本理念と施策体系の検討		■	■						
骨子案・計画素案の作成			■	■	■				
計画書の作成～補修正					■	■	■	■	
計画書印刷及び概要版の作成～印刷								■	■
子ども・子育て会議(予定)	■				■			■	

